

## 教育長の身分

## 【改正前（現行）】

## 教育委員・・・非常勤の特別職

地方公務員法第3条第3項

「特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項

「委員は、非常勤とする」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項

「教育長は、・・・当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する」

## 教育長・・・常勤の一般職

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条

「教育長及び・・・事務局職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分に関する事項は、この法律及び教育公務員特別法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる」

教育公務員特例法第2条

「この法律で「教育公務員」とは地方公務員のうち、・・・並びに教育委員会の教育長及び・・・をいう」

教育公務員特例法第16条第2項

「教育長の給与勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に当該地方公共団体の条例で定める」

## 【改正後】

## 教育長・・・常勤の特別職

地方公務員法第3条第3項

改正前と同じ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

「教育長は、・・・地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項

「教育長は、常勤とする」

↓

○教育公務員特例法の対象から除外

○従来的一般職とも、特別職とも扱いが異なる

○常勤のため、条例により身分を担保→今回の条例改正

※市長・副市長は、行政実例により「恒久的でない職または常時勤務することを必要としない職」、また、自己責任で職責を果たすことが期待され、職務には勤務時間という概念がないが、教育長は、教育委員会での決定事項に基づき、職責を果たすことが求められる。